

【日本人による日本方式の離婚の場合】

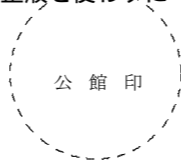
(注) 黒いボールペンで記入し、消せるボールペンや鉛筆は使用しないでください。記載内容を訂正する場合は、修正液を使わずに二重線で消除し、拇印または印鑑を押してください。

離婚届

平成 27 年 10 月 11 日届出

在ポルトガル日本国 大使 館 総領事 殿

受理平成 年 月 日 第 号
送付平成 年 月 日 第 号
書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通知



(1) 出生年は年号で記入

行政単位は日本と異なるが、市(concelho)や区(freguesia)を記入

本籍はハイフン等で略さず、戸籍にあるとおりに記入

戸籍にあるとおり、日本語で記入

夫 やまだ たろう 氏 名
妻 やまだ はるこ 氏 名
住所 ポルトガル共和国リスボン市ベレン区
本籍 東京都千代田区霞ヶ関 2丁目2
離婚の種別 協議離婚
婚姻前の氏にもどる者の本籍 東京都千代田区丸の内 3丁目4
同居の期間 平成20年3月から平成27年9月まで
別居する前の住所 ポルトガル共和国リスボン市ベレン区レステロ通り 10番地
夫婦の職業 夫の職業 妻の職業

証人欄の記載も忘れずに行ってください。

Table with 3 columns: Name/Seal, Address, Birth Date. Includes佐藤花子 and 田中次郎 as witnesses.

記入の注意

- 1. 届書はすべて日本語で書いてください。
2. 夫婦の一方が外国人のときは、日本人について本籍と筆頭者...
3. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
4. □にあてはまるものに☑のようにするしをつけてください。
5. 日本国籍を有する未成年の子があるときは、それぞれの子について夫と妻のどちらが親権を行うかをきめて書いてください。
6. 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
7. 別居する前の夫婦の共通の住所を書いてください。
8. 外国の法律で協議離婚したときは、3か月以内に離婚証明書をそえて出してください。
9. 夫婦がともに日本人のときは、届書2通(復籍する人が今までの本籍地と異なる市区町村にある婚姻前の戸籍にもどるとき、または、新しい戸籍を今までと別の市区町村につくりたいときは3通)、夫婦の一方が外国人のときは、届書2通出してください。
10. 戸籍謄本2通(うち1通はコピーでもよい)が必要ですので、あらかじめ用意してください。
11. 届出人や証人の署名は、はっきりと読めるようにそれぞれ本人が書いてください。
12. 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。
(面会交流)
□取決めをしている。
□まだ決めていない。
(養育費の分担)
□取決めをしている。
□まだ決めていない。
未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。